

平成20年(2008年)11月14日
厚生委員会資料
保健福祉部障害施設担当

中野区立かみさぎこぶし園の障害者自立支援法に基づく事業実施について

障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「新法」又は「法」という。）附則の経過措置規定により改正前の知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第21条の6に規定する知的障害者更生施設として運営を行っている中野区立かみさぎこぶし園について、新法に基づく新体系サービスに移行する。

1 新法移行に係るサービス名

法第5条第6項に規定する「生活介護」

2 指定管理者制度との関係

新法に基づく新体系サービス移行を期に、施設の指定管理者である社会福祉法人東京都知的障害者育成会が自ら指定障害者福祉サービス事業者として施設サービスを実施する。

3 移行時期

平成21年4月1日

4 今後の予定

新体系サービス移行に関連して、中野区立かみさぎこぶし園条例改正案を提案する。